

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年8月19日付けで行った公文書部分開示決定について、別表2に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえず開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年7月24日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成〇〇年度東農振第〇〇〇〇号の農地法第18条に基づく許可申請にかかわる一切の書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「農地法第18条にかかる許可事項について（平成〇〇年〇月〇〇日付け東農振第〇〇〇〇号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、令和元年8月19日付けで、「個人の氏名・住所・性別・生年月日・所有する土地の所在地・その他の賃貸人、借借人を特定しうる情報」を条例第10条第1号に該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、令和元年8月20日付けで、不開示とした部分のうち、個人の特定につながらない情報は開示すべきとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和元年12月2日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(6) 当審査会は、令和2年1月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不開示とした部分のうち、個人の特定につながらない情報は開示すべきである。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、「個人の氏名・住所・性別・生年月日・所有する土地の所在地・その他の賃貸人、賃借人を特定しうる情報」を開示しない情報として黒塗りにしている。

しかし、不開示部分を詳細に検討すると以下の4つに分類できる。

ア 個人情報として保護すべきものとして、不開示とした情報

イ 不開示とされているが、それを開示しても個人の特定には何ら至らないものであって、かつ、その情報が県の政策判断の重要な要素になっていると推測できる不開示情報

ウ 個人情報とは全く関係ない情報であるにもかかわらず、個人情報の保護というよりも、関係機関の判断過程を不透明にするために不開示にしていると推測できる情報

エ 保護すべき個人情報が記載されているのか推測できない不開示情報

情報公開制度の目的である政策決定の透明性を確保するため、個人の特定につながらない前記イ及びウに該当する情報は開示すべきである。また、前記エに該当する情報は、本来の保護すべき個人情報に該当するのか再検討の上、開示すべきものは開示するべきである。

(3) 反論書の趣旨

実施機関は、不開示理由を全て「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」としている。

条例では、個人に関する情報として、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとしており、条例関連規定において、照合の対象となる他の情報には、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含むとしている。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には他の情報に含まれない。照合の対象となる他の情報の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断するとし、それにより特定の個人を識別することができることと明記している。

このように、条例は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものについては、明確に個人が「特定できる」場合に限定している。土地の所在について、字名以下が不明である以上、土地を特定することは不可能である。

実施機関は、土地の地目、地積、現況及び土地の今後の利用に関する情報を不開示としているが、これらは、特別な調査の実施、あるいは当該個人の近親者、地域住民等でなければ、開示しても個人の特定はできない情報である。

また、当該土地を含む地域の都市計画事業等の実施が推測できる部分を不開示にしているが、これを開示することが、なにゆえ個人の特定につながるのかおよそ理解できない。この部分の不開示決定は、県の判断過程を不透明にする意図でなされたものと推測できる。

以上、詳細に再検討した結果、弁明書の不開示理由には納得しかねるので、審査請求した全項目について厳格な判断を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の不開示理由について

本件処分に係る対象文書は、農地法（昭和27年法律第229号）第18条第1項の規定に基づく農地の賃貸借契約の解約の申入れの許可に関するものである。

農地法第18条第1項は、耕作者の地位の安定を図るために、賃貸借に関する民法の原則を修正して農地の賃貸借の解約等を特に制約するものであり、同項において、農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならないと規定している。

また、同条第2項で、当該許可は同項第1号から第6号までに掲げる場合でなければしてはならないと規定している。

本件処分については、農地法第18条第2項第2号の「その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合」に該当し許可相当であると判断した。許可相当とするに当たっては、本件土地に具体的な転用計画があり、転用許可が見込まれ、かつ、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて賃貸借契約を終了させることが相当であると判断したものである。

不開示とした部分は、本件土地に関する個人の氏名・住所・性別・生年月日・所有する土地の所在地・その他の賃貸人、賃借人を特定しうる情報といった個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれるため、条例第10条第1号に該当する。

(2) 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人が分類したイからエまでに該当する情報として記号を付した箇所については、条例及び埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年2月22日総務部長決裁）に基づき個人情報保護の観点から不開示情報と判断したものであり妥当である。また、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報として不開示との判断をしたものであり、県の政策判断の要素あるいは判断過程を不透明にする意図をもって判断したものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件対象文書は、農地法第18条第1項の規定に基づき提出された農地の賃貸借契約の解約に関する許可申請に対し、実施機関が許可を行った際の起案文書一式である。

実施機関は、本件対象文書のうち、個人の氏名・住所・性別・生年月日・所有する土地の所在地・その他の賃貸人、賃借人を特定しうる部分を、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであるとして、条例第10条第1号に該当し不開示とする部分開示決定を行った。

審査請求人は、開示された文書に通し頁を付し、頁ごとに不開示部分に通し番号を付した上で、別表1のとおり審査請求の対象を特定し、厳格な判断を求めるとしている。

(2) 本件処分不開示情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、賃貸人及び賃借

人の氏名、住所等の個人を特定できる情報のほか、農地法第18条第1項に基づく申請を行うに至った経緯、賃貸借の解約をしようとする事由の詳細、賃貸人及び賃借人の主張、農業委員会の意見及び農地法第18条第2項の規定に基づき許可するための実施機関の判断が記載されている。

本件処分において実施機関が不開示とした部分のうち、審査請求人が不開示を不当とした別表1に掲げる不開示部分の中には、特定地域における都市計画事業に関する記述が認められる。当該都市計画事業については、施行者である市がホームページ等において計画の概要を公表しており、誰もが知ることができる情報である。

ところで、実施機関は、本件処分の対象となった農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る対象地を大字まで開示している。このため、当該対象地における都市計画事業に関する記述について公にすると地域が特定され、賃貸借契約の当事者である特定の個人が識別されるとして、当該都市計画事業の手法及び手続に関する語句を不開示としている。

しかしながら、市の都市計画事業は、特定の地域におけるものとはいえ、一定程度の広範囲において実施されることから、当該対象地が都市計画事業の対象地域内にあるということが公になったとしても、当該対象地が特定されるとまではいえない。また、実施機関が不開示とした当該都市計画事業の手法及び手続に関する語句を開示したとしても、都市計画事業の概要が明らかになるだけで、特定の個人の土地等の情報が明らかになるものではない。

また、別表1に掲げる不開示部分の中には、賃貸借の解約事由として賃貸人が賃借人の特徴を表現している記述が認められる。当該記述は、個人に関する情報ではあるが、年齢層を表す際に使用される一般的な表現であり、当該記述を開示したとしても、特定の個人を識別することができるものとはではない。

以上のことから、別表1に掲げる不開示部分のうち、別表2に掲げる部分については、当該都市計画事業の手法及び手続に関する一般的な語句等又は賃借人の年齢層を表す表現であり、特定の個人を識別することができるものとは認められないため、条例第10条第1号に該当せず開示すべきである。

他方、審査請求人が不開示を不当とした別表1に掲げる不開示部分のうち、別表2に掲げる部分以外の部分については、賃貸人の賃貸借契約解除後の土地の利用計画、賃借人の土地利用の現況等に関する情報であると認められる。これらの情報は、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められ、例外的開示情報である条例第10条第1号ただし書イ、ロ又はハには該当しないことから、実施機関が同号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

川又 伸彦、石井 夏生利、仲里 建良

審議の経過

年 月 日	内 容
令和元年12月2日	諮問（諮問第320号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和2年1月22日	実施機関から意見聴取及び審議（第二部会第147回審査会）
令和2年2月21日	審議（第二部会第148回審査会）
令和2年3月24日	審議（第二部会第149回審査会）
令和2年4月24日	答申

別表1（審査請求の対象）

対象文書の頁	不開示部分（頁ごとの通し番号）
3	3、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、22
4	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10
5	1、2、3、4、5、6、7、8、9、12、13、14、15、16、17、18、19、20
6	1、2、6、7、8、9、10
10	1
12	1、2、4、5、6、7、8、9
13	1、2、15、16、17
14	1、2、3、4、5、6、7、8、9
17	1、2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24
18	3、4、5、6、7、8
19	1、2、3、6

別表2（開示すべき部分）

対象文書の頁	開示すべき部分（頁ごとの通し番号）
3	8の一部、9の一部、10、11、12、13の一部、14
4	1、3の一部、6、7、8、9
5	2、3、4、5、7、8の一部、9の一部、12、14、15、16
6	10
12	1の一部、6、7
14	1、2、3の一部、5、6
17	1、2、4の一部、5の一部、7、9、11の一部、12、14の一部、16、19、20、22、24
18	3、5、7、8
19	3